

令和4年度「松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金」募集要領

近年では、民間主体によるまちづくりの取組が活発化してきており、このような自主的な取組の公的な側面に着目し、民間主体によるまちづくりを推進していくことが重要です。

そこで、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金として、民間によるまちづくり活動に対して支援を行うことによって、官民連携のまちづくりを推進します。

1. 補助対象者の要件

- (1) 市税等を滞納していないこと
- (2) 事業を実施する建造物や土地の所有者であること、又は、所有者の承諾を得ていること（事業を実施した後の建造物や土地の運営についての承諾も得ていること）

2. 補助対象区域

市内全域

3. 補助対象及び補助金額

(1) 補助対象となる事業

年度内に行われる下記の事業です。

(A) 美しい街並み景観整備事業

歴史的建造物の外壁や屋根等の外観に対し、良好な景観形成及び歴史的建造物に配慮した保全・改修を実施する事業

補助対象経費の3分の2又は500万円のいずれか低い額

歴史的建造物とは、以下の要件をすべて満たした建造物です。

※単に古い住宅のリフォームは対象となりません。

- ・昭和20年以前に築造されたもの
- ・地域の街並み形成に寄与し、歴史的・文化的価値を有すると認められるもの
- ・道路等の公共的空間に面していて、施設を通常見渡せるもの
- ・歴史的建造物の保全や景観（屋外広告物等も含む）に配慮した改修計画であるもの

(B) 賑わい創出施設整備事業

案内板や石碑等、地域の魅力を高めるための施設の整備を実施する事業

補助対象経費の3分の2又は500万円のいずれか低い額

地域の魅力を高める施設とは、以下の要件をすべて満たした建造物です。

- ・地域の魅力を高める効果が見込めるもの
- ・道路等の公共的空間に面していて、施設を通常見渡せるもの
- ・不特定多数の人による鑑賞、利用等が原則24時間いつでも可能であるもの
- ・営利を目的としたものでないこと
- ・補助対象外の施設が同敷地内にある場合、補助対象とする施設と物理的・視覚的に分離しているもの

※(A)(B)を重複させた事業は、申請することはできません。

(2) 補助対象とならない事業

- ・国、県その他の団体の補助金又は市の他の補助金の交付を活用している事業
- ・政治的、宗教的な活動に資する事業
- ・事業の効果が特定の個人又は団体に帰属する事業

4. 補助対象経費について

(1) 対象となる経費

- ・施設を整備するために必要な工事費

(2) 補助対象とならない経費

- ・設計、測量、デザイン料等に係る経費
- ・補助金の交付決定前に係る経費
- ・その他本事業の趣旨に照らし、補助対象経費として不相当と認められる経費

※消費税は補助対象経費に含めることができますが、消費税の課税業者として消費税仕入控除税額がある場合は、消費税は対象経費となりません。

5. 審査

(1) 審査委員会

書類確認後、市で設置する「松山市美しい街並みと賑わい創出事業審査委員会」が開催されます。申請者はこの審査委員会に出席し、事業の目的や内容について事業計画書に基づき、プレゼンテーション（発表）を行っていただきます。

※審査委員会の日程は改めてお知らせします。

※審査委員会には必要に応じて設計者等の事業関係者が同席することができます。

審査委員会では、次の審査基準に基づき審査を行います。

◆公益性について

- ・不特定多数の者の利益に供するものであり、事業の成果の受益に偏りがない公益性の高い事業か。
- ・まちの活性化や魅力づくりのために意義あるものであるか。

◆地域性について

- ・地域からの要望があるか。
- ・地域の特性や資源を活かすための観点や工夫が見られるか。（美しい街並み景観整備事業は「歴史的な建物であることを活かしているか」も含む）
- ・地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるか。

◆妥当性について

- ・事業内容と事業目的は合致しているか。
- ・資金の準備に問題は無いか。
- ・予算の見積り、積算は事業効果に見合った妥当なものか。（美しい街並み景観整備事業は「歴史的・文化的価値を損なわない施工計画となっているか」も含む）

◆実現性について

・スケジュールや事業の執行体制等、事業計画に実現性が認められるか。

◆持続性・発展性について

・施設を維持管理する体制が整っている（見込みがある）か。
・地域のまちづくり組織と連携がとれているか。
・地域の発展に貢献することが期待できるか。
・活動の広がりや波及効果が期待できるか。

(2) 審査結果

審査委員会での結果を基に、市長が交付対象事業を選定し、申請者にその結果を通知します。※交付対象事業の選定は予算の範囲内で行われます。

6. 申請方法

(1) 募集期限

令和4年10月31日（月）【必着】

(2) 提出書類

以下の書類を松山市都市整備部都市デザイン課に郵送、または持参してください。

1. 事業計画書（様式あり）
2. 収支予算書（様式あり）
3. 補助対象事業を実施する場所を明らかにした位置図
4. 補助対象事業を実施する場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
5. 補助対象事業を実施する建造物又は土地の所有及び権利関係を明らかにする書類
6. 完納証明書その他市税を滞納していないことを証する書類
7. 補助対象事業の概要がわかる資料（平面図、立面図等）
8. 見積書（2者以上の見積を添付）
9. 【歴史的建造物の場合】築造年が証明できる資料

※書類に不備がある場合等は受付することができませんので、早めにご相談ください。

※申請書類は返却いたしません。

※上記提出書類のほか、必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります。

7. 事業の実施から完了まで

(1) 事業計画の中止・変更

事業の実施にあたり、当初の計画を変更する際は変更申請が必要になる場合があります。また、補助金が減額される場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

(2) 事業の完了

事業が完了した際は、実績報告書に必要書類を添えて、報告してください。

(3) 補助金額の確定について

最終的な補助金の額は、実績報告書の提出後、その内容と現地を審査の上、確定し

ます。

(4) 交付決定の取り消しについて

補助金の交付が決定した後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(5) 事業完了後の報告について

事業完了後5年間、状況写真等の報告書を提出していただきます。

なお、それ以外にも活動状況等について報告をいただく場合があります。

8. その他

(1) 補助金の返還

申請書、報告書その他に虚偽の事項が認められた場合、又、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

(2) 事業の公表・広報

①補助金の概要等について、保護すべき個人情報を除き、市ホームページ等での公開を予定しています。

②整備した施設等に「松山市美しい街並みと賑わい創出事業」の補助事業である旨の明示が必要です。

(3) 財産処分の制限について

補助を受けて整備した施設については、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、除去又は担保に供しようとするときに、事業完了の日から10年間は制限がかかります。

上記行為を行うにあたっては、事前に市の承認を受ける必要があります。場合によっては、補助金の返還を求めることがあります。責任をもって維持管理や運営を行ってください。